

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則……………（産業振興課）	8
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正……………（健康安全局）	8
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（競馬事業室）	8
○特定調達契約に係る入札の公告……………（競馬事業室）	9
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	11
○建設業者に対する監督処分……………（建設情報課）	12
○宅地建物取引業務の停止処分……………（建築指導課）	12
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（会計事務センター）	12
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	12
道立子ども総合医療・療育センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	13
道教育庁釧路教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	13
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	14
規 則	
北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月4日 北海道知事 高 橋 はるみ	

北海道規則第4号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則
北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中	「高速液体クロマトグラフ	5,450円
340円	を「高速液体クロマトグラフ 有機酸分析システム	
5,450円 7,550円	340円 450円	に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第131号

平成23年北海道告示第97号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。
平成23年3月4日
北海道知事 高 橋 はるみ

1の(1)のAの事項中「200マイクロリットル」を「300マイクロリットル」に改める。
10のAのaの事項中「200 μ l」を「300 μ l」に改める。

北海道告示第132号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に必要な資格を定めた。
平成23年3月4日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号

に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成23年3月4日に一般競争入札の公告を行う現金警備輸送等業務（オンラインシステム輸送等）

(2) 資 格 現金警備輸送等業務（オンラインシステム輸送等）に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 現金警備輸送等業務（オンラインシステム輸送等）

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 平成23年2月1日現在において引き続き1年以上現金輸送業務を営んでいること。

(2) 過去5年間に国（特殊法人等を含む。）又は地方公共団体と国内の公営競技に係る現金輸送業務に関する契約を締結し、かつ確実に履行した者であること。

(3) 指定する地域に現金輸送業務が確保できること。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けている者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とし、2の(1)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の平均値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成23年3月4日から同年4月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道農政部競馬事業室

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道告示第133号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

現金警備輸送等業務（オンラインシステム輸送等） 一式

(2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成23年4月28日から平成28年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成23年北海道告示第132号に規定する現金警備輸送等業務（オンラインシステム輸送等）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道農政部競馬事業室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階農政部第1会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部競馬事業室）

(2) 入 札 日 時 平成23年4月14日 午前11時（送付による場合は、同月11日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部競馬事業室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5377

9 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :
In such cases as the cash guard transport, business (in such cases as the on-line system transport) 1set
- B Bid tendering date and time : 11:00 A.M, April 14, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than April 11, 2011)
- C Contact : Office of Hokkaido Horse Racing, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Nishi 6-chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5377

北海道告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成23年3月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
東 部	農業用排水施設	北海道上川総合振興局
ペーパン	同	同
旭 第 1	農用地改良保全施設	同

北海道告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村字大森214地先（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村1、6から8まで、字山ノ上2の7から2の9まで

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字日司町41の3地先・58地先・41の3・58（以上2筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成23年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 稚内市大字声間村字上声間1641の1、大字宗谷村字増幌581の1、668の1
- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
函館市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

- (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第138号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 深川市・足寄郡足寄町（以上1市1町について次の
の所在場所 図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
深川市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
足寄町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに深川市役所及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第139号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成23年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成23年2月22日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商号及び代表者の氏名 丸谷配管株式会社 丸谷 昭三
- (2) 主たる営業所の所在地 函館市川汲町1596-1
- (3) 建設業の許可の番号 (般-22) 渡第1264号
- 3 処分の内容
- (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- (2) 営業停止の期間 平成23年2月24日から同年5月24日までの90日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

北海道告示第140号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成23年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 商号又は名称 株式会社理財
- 2 代表者氏名 代表取締役 関根 安廣
- 3 主たる事務所の所在地 札幌市中央区大通西15丁目1番地13
- 4 免許証番号 北海道知事 石狩(5)第5235号
- 5 業務停止の期間 平成23年3月9日から同年6月8日までの3月間

6 業務停止の範囲 宅地建物取引業の全業務

北海道告示第141号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項南るもい農業協同組合の事項を削る。

**総合振興局告示及び
振興局告示**

北海道空知総合振興局告示第57号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年3月4日

北海道空知総合振興局長 羽 貝 敏 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モノクロ複合機 1台
- 2 落札を決定した日
平成22年12月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社文明堂
- (2) 住 所 岩見沢市9条西1丁目1番地
- 4 落札金額
77,700円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年11月9日付け北海道空知総合振興局告示第104号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課
- (2) 住 所 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局告示第58号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年 3 月 4 日 北海道空知総合振興局長 羽 貝 敏 彦 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 複写機等賃貸借契約その 1 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）の供給を含む。）一式（2 台分に係る 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価） イ 調達台数及び調達予定数量 2 台及び 1 月当たり 34,800 枚（2 台分の調達予定枚数） (2) 複写機等賃貸借契約その 2 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）の供給を含む。）一式（1 台分に係る 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価） イ 調達台数及び調達予定数量 1 台及び 1 月当たり 8,300 枚（1 台分の調達予定枚数） 2 落札を決定した日 平成23年 2 月 21 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 複写機等賃貸借契約その 1 ア 氏 名 株式会社ダイマル イ 住 所 岩見沢市 4 条西 5 丁目 7 番地 (2) 複写機等賃貸借契約その 2 ア 氏 名 株式会社文明堂 イ 住 所 岩見沢市 9 条西 1 丁目 1 番地 4 落札金額 (1) 複写機等賃貸借契約その 1 基本料金 1 月当たり 1,000 円 1 枚から 8,000 枚まで 1 枚当たり 1.04 円 8,001 枚から 15,000 枚まで 1 枚当たり 1.02 円 15,001 枚以上 1 枚当たり 1.00 円 (2) 複写機等賃貸借契約その 2 基本料金 1 月当たり 4,900 円 1 枚から 8,000 枚まで 1 枚当たり 1.00 円 8,001 枚以上 1 枚当たり 1.00 円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告	平成23年 1 月 25 日付け北海道空知総合振興局告示第 1 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 岩見沢市 8 条西 5 丁目
	道立子ども総合医療・療育センター告示
	北海道立子ども総合医療・療育センター告示第 36 号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成23年 3 月 4 日 北海道立子ども総合医療・療育センター長 工 藤 亨 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成23年度北海道立子ども総合医療・療育センター情報システムのうち、H I S 保守管理業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成23年 2 月 24 日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道日本電気ソフトウェア株式会社 (2) 住 所 札幌市北区北 8 条西 3 丁目 28 番地 4 随意契約に係る契約金額 34,791,157 円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 所在地 札幌市手稲区金山 1 条 1 丁目 240 番 6
	道教育庁釧路教育局告示
	北海道教育庁釧路教育局告示第 7 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成23年3月4日

北海道教育庁釧路教育局長 大 山 節 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

ア A重油その1（釧路養護学校） 34,028リットル

イ A重油その2（白糠養護学校（白糠学園分を含む。）） 43,780リットル

ア及びイについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1種1号又は2号

(3) 契約期間 平成23年4月1日から同年9月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成23年3月29日（火）午前10時（送付による場合は、同月28日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成22年9月7日北海道教育庁釧路教育局告示第16号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量30グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号

電話番号 0154-43-9274

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A 34,028 liter

b Fuel oil A 43,780 liter

B Bid tendering date and time : 10:00 A.M. March 29, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than March 28, 2011)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-1 Urami 2, Kushiro 085-0835 Japan

Phone : 0154-43-9274

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成23年3月4日

北海道選挙管理委員会委員長 永井利幸